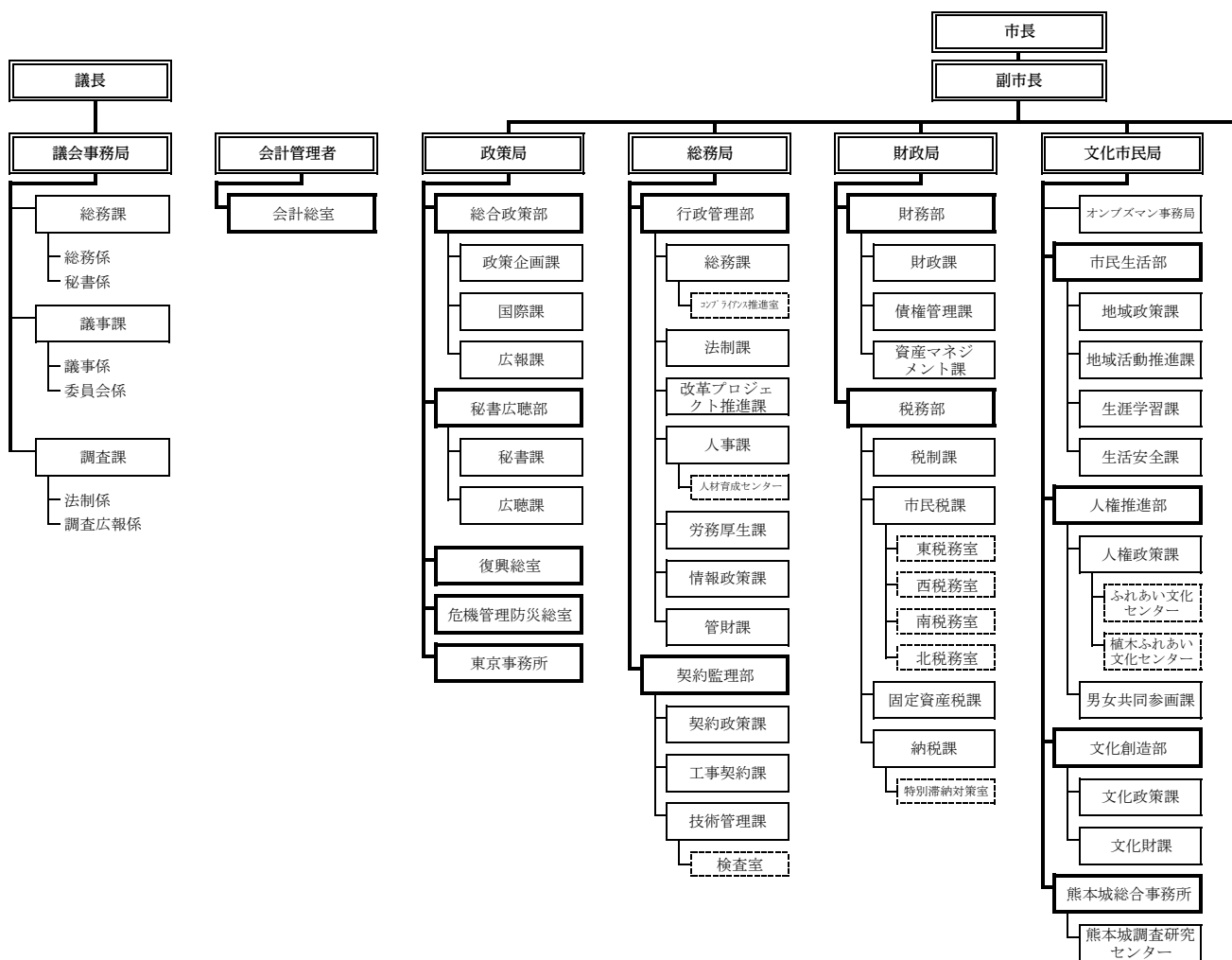


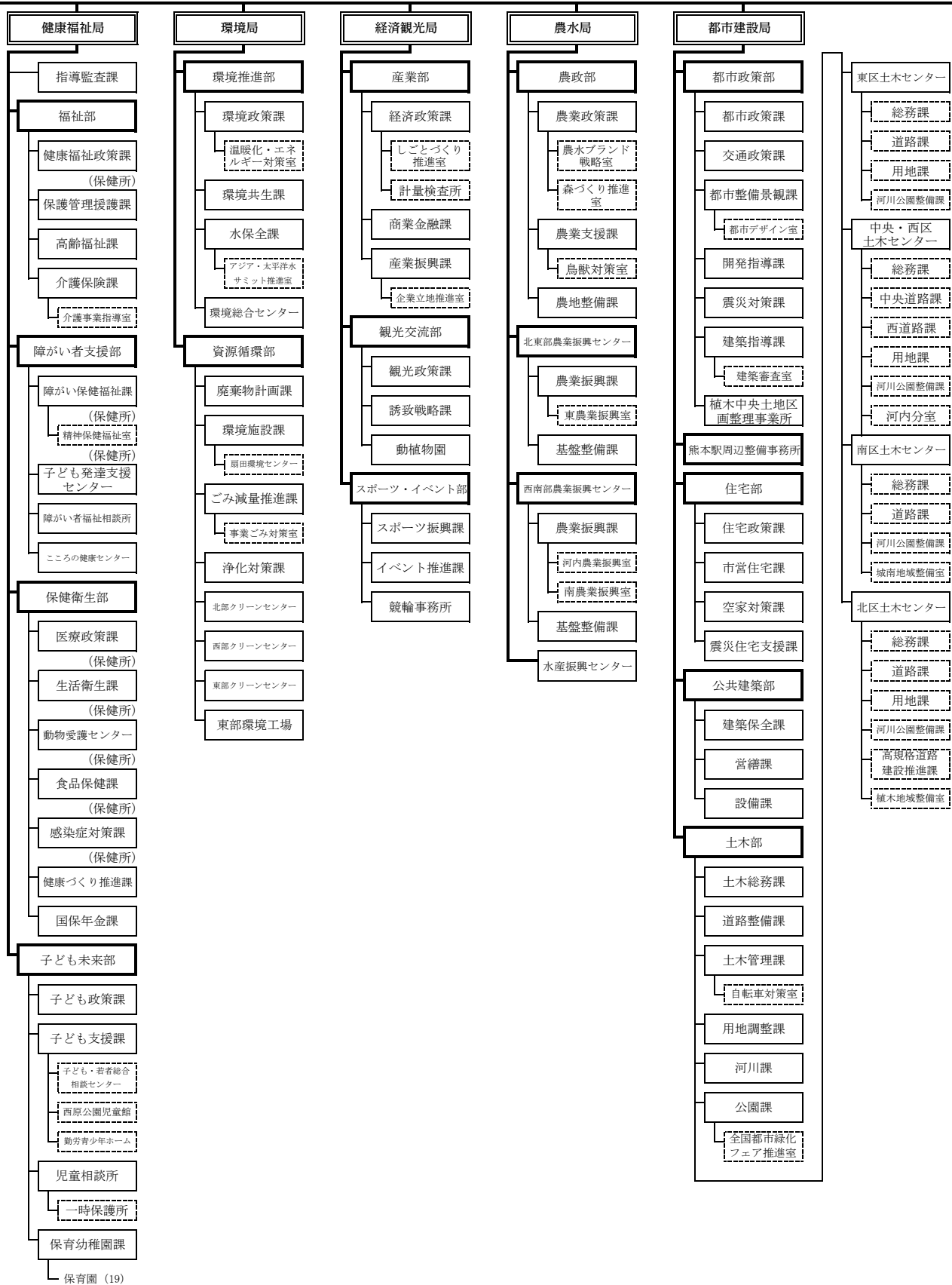
総務・財政

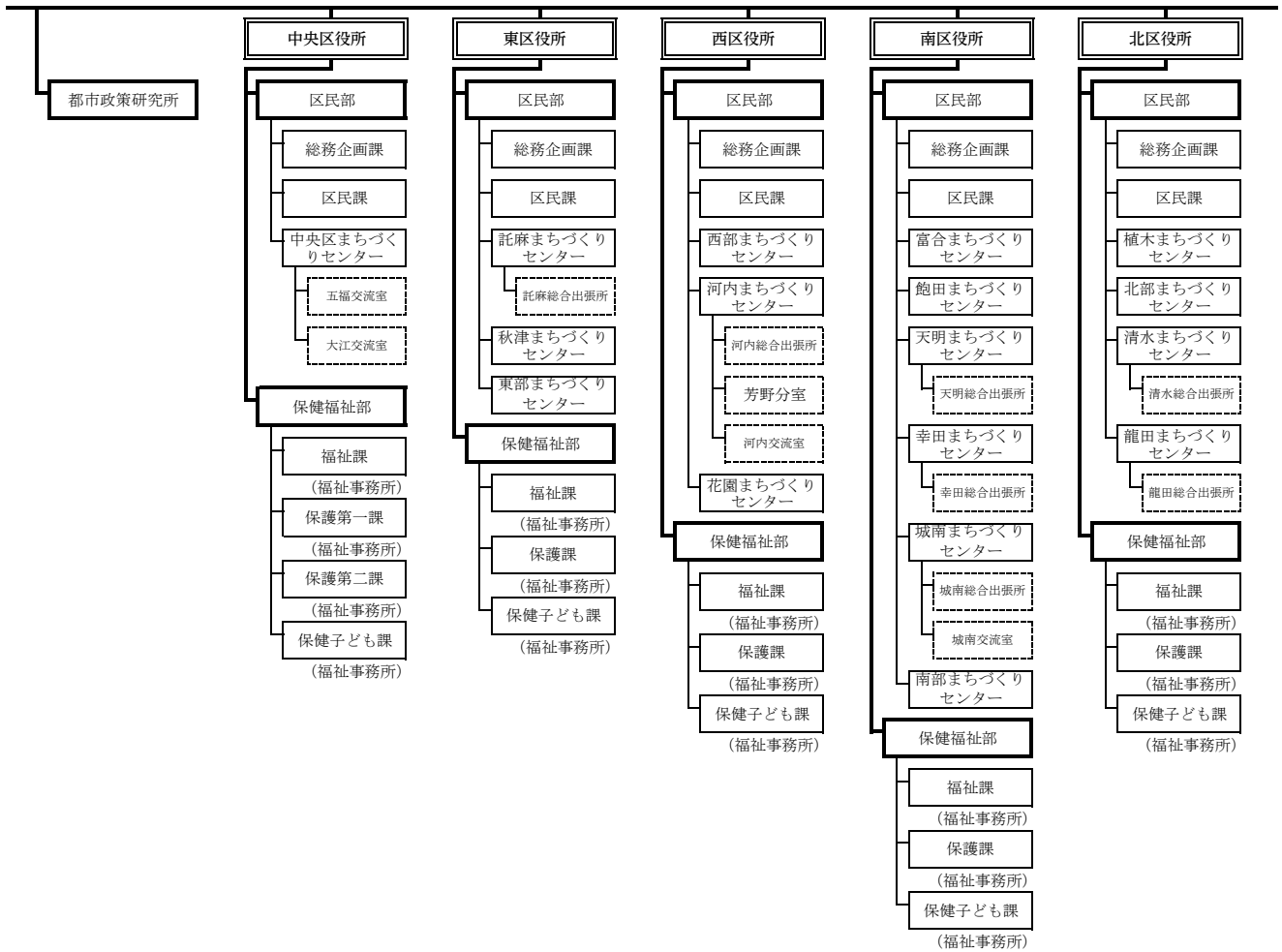
1	熊本市機構図	59
2	情報公開・個人情報保護	65
3	市役所改革	67
4	指定管理者制度	68
5	職員数	71
6	給与	71
7	契約	74
8	情報化推進	76
9	統計	79
10	財政	80
11	公共施設等総合管理計画	86
12	市庁舎概要	87
13	市税	89
14	債権管理	92
15	選挙	93
16	人事委員会	95

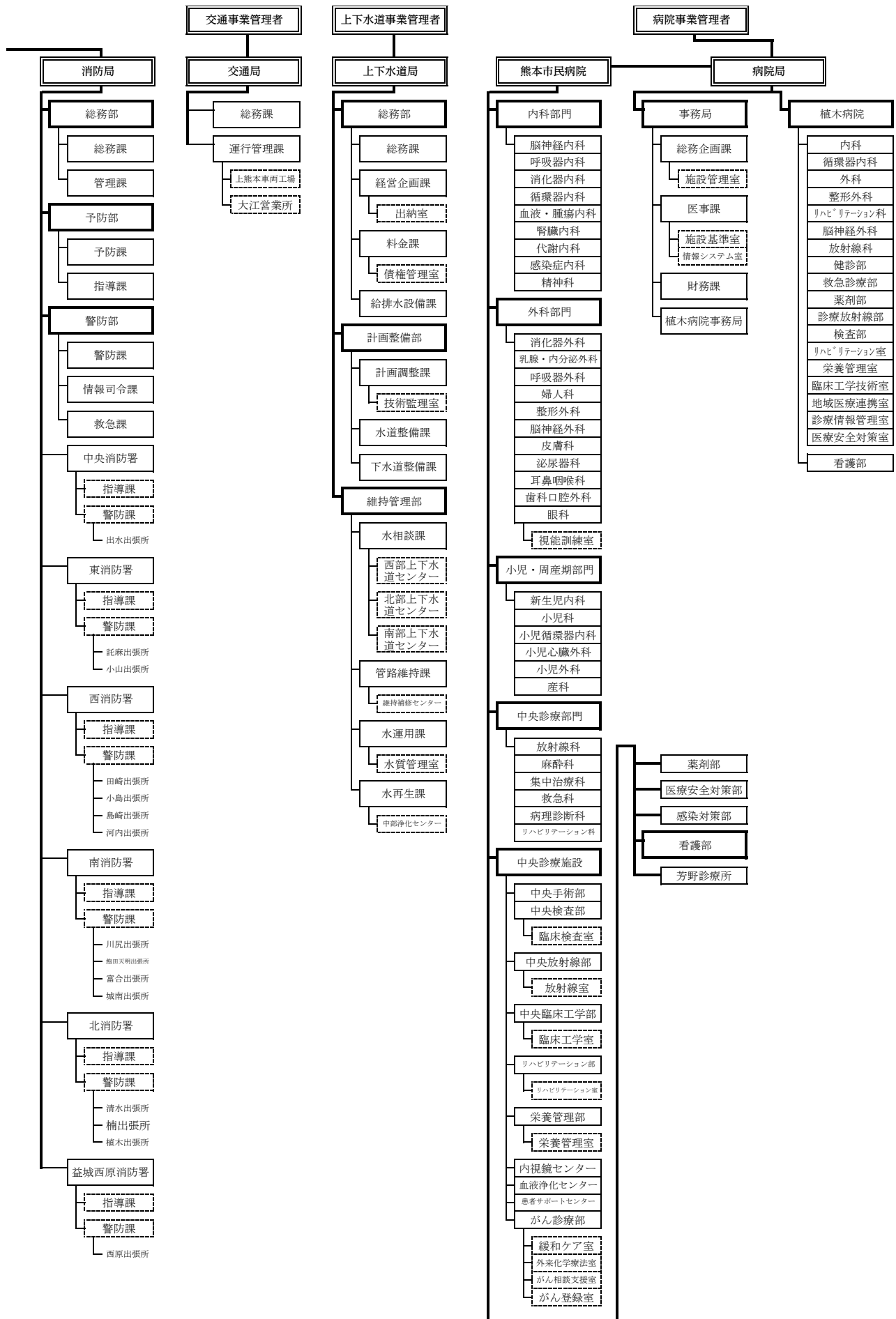
1 熊本市機構図 (令和2年(2020年)4月1日現在)

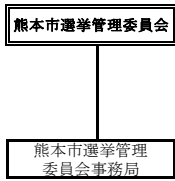
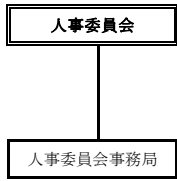
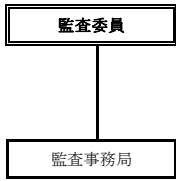
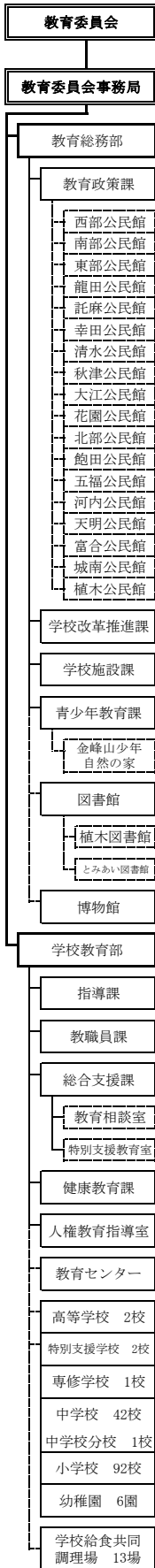


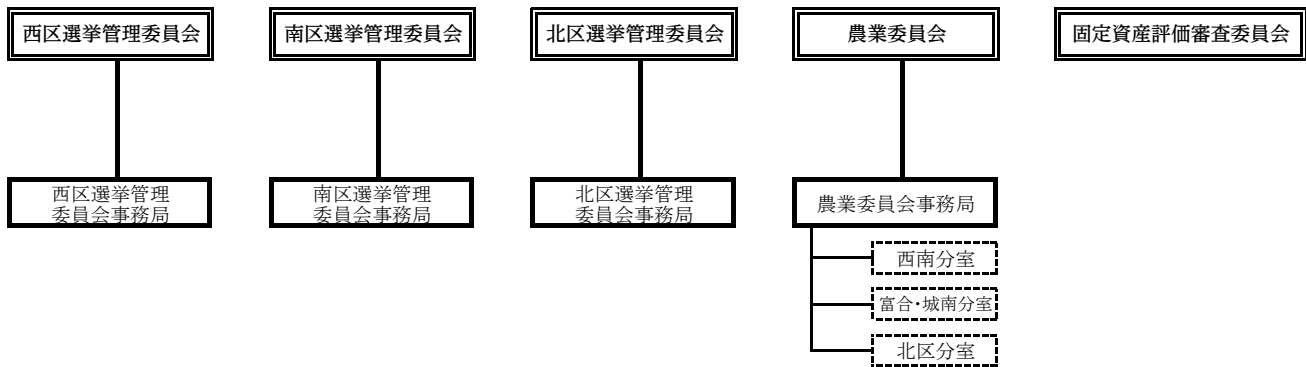
総財











	職 員 数		組 織 数				備 考
	人数	定数	局相当	部相当	課相当	課内室等	
議会議務局	27	28	1	0	3	0	職員数：令和2年4月1日現在 組織数：令和2年4月1日現在
会計総室	18	3,742	0	1	0	0	
政策局	113		1	5	5	0	
総務局	185		1	2	10	3	
財政局	254		1	2	7	5	
文化市民局	170		1	4	10	2	
健康福祉局	673		1	4	20	6	
環境局	335		1	2	12	4	
経済観光局	178		1	3	9	3	
農水局	150		1	3	8	6	
都市建設局	676		1	5	24	24	
都市政策研究所	4		0	1	0	0	
区役所	956		5	10	43	12	
消防局	807		810	1	3	13	
交通局	79	150	1	0	2	2	
上下水道局	366	520	1	3	11	9	
病院局	717	790	1	1	4	3	
教育委員会事務局	4,094	4,665	1	2	12	5	
監査事務局	15	17	0	1	0	0	
人事委員会事務局	12	16	0	1	0	0	
市選挙管理委員会事務局	8	22	0	1	0	0	
区選挙管理委員会事務局			0	5	0	0	
農業委員会事務局	27	35	0	1	0	3	
総 計	9,864	10,795	20	60	193	99	※組織数に係る特記事項 (病院局) 事務局のみ計上。 (教育委員会事務局) 学校、幼稚園、共同調理場を除く。

2 情報公開・個人情報保護（法制課）

(1) 情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成10年（1998年）10月1日に施行した。

平成11年（1999年）10月1日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウントビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

情報開示請求には資格制限はなく、何人も文書等の開示請求が可能としている。

(2) 平成30年度（2018年度）情報公開制度の実施状況

（平成30年（2018年）4月1日～平成31年（2019年）3月31日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示	部分開示	請 求 拒 否					合 計	取 下 げ	却 下
			不開示	存否不回答	不存在	その他	小計			
1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

※開示請求者の区分は、平成24年度（2012年度）から廃止した。

イ 不服申立ての件数及び平成30年度（2018年度）の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

（単位 件）

区 分	不 服 申 立 て の 件 数 (件)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
異議申立て・審査請求	6	4	7	1	5

平成30年度（2018年度）の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	5	0	2	3	0

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審議を併合して行ったり、1件の不服申立てが複数の事案に対する不服申立ての場合、それぞれについて決定したため。

また、処理状況の件数については、当該年度以前から出されていた不服申立てに関する処理状況の件数も含むものであるため。

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例は、平成14年（2002年）4月1日に施行した。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、自己の個人情報について開示・訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 平成30年度（2018年度）個人情報保護制度の実施状況

(平成30年（2018年）4月1日～平成31年（2019年）3月31日)

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数	処 理 状 況						
	開示	一部開示	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
133	70	48	1	28	0	5	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び平成30年度（2018年度）の処理状況

過去5年間の不服申立ての件数

(単位 件)

区 分	不 服 申 立 て の 件 数 (件)				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
異議申立て・審査請求	4	0	0	2	0

平成30年度（2018年度）の処理状況

(単位 件)

不服申立て件数		処 理 状 況			
区分	件数	決定・裁決済	審議会で 審議中	実施機関 で検討中	取下げ
異議申立て・審査請求	0	2	0	0	0

ウ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年 度	訂 正 請 求		利 用 停 止 請 求
	請求件数	処理状況	請求件数
平 30	0		0

3 市役所改革 (改革プロジェクト推進課)

(1) 概要

本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等による将来的な経営資源の制約が懸念される中、持続可能な市政運営を推進し、「上質な生活都市」を実現するために、質の高いサービスを提供できる「市民満足度の高い市役所」、職員にとって働きやすい「職員満足度の高い市役所」に向けた取組や、事務事業の徹底的な見直しや受益者負担の見直し、新たな財源のかん養等による行政資源の最適化に向けた取組を実施する。

(2) 取組の視点

ア 市民起点による質の高いサービスを提供するための『仕事改革』

市民サービスが多様化する中、「これまでこうやってきたから」という前例踏襲のやり方や市役所のルールを、あらためて「市民起点、思い込みの転換、目的への立ち返り」等の観点で見直すことにより、サービス改善や業務の効率化を推進する。

イ 働きがい、働きやすさに繋げるための『働き方改革』

職員が働きがいを感じ、持てる能力を最大限発揮できるように、職員の日々の業務で抱える課題を解決できるような環境整備を推進する。

ウ 組織風土・文化を変革するための『人づくり改革』

目指すべき職員像の実現に向け、管理職のマネジメント能力の向上、改革インフルエンサーとなりうる中堅・若手職員の育成等の取組を推進する。

エ 社会経済情勢の変化に対応していくための『リソースの最適化』

適切な行政サービスを持続的に提供できる市政運営体制を構築していくため、総人件費の抑制や歳入歳出両面における収支改善等、限られた経営資源の最適化に向けた取組を推進する。

4 指定管理者制度

概況

公の施設については、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズへの確に対応するためには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効と考えられ、平成15年（2003年）6月に地方自治法が改正され「指定管理者制度」が創設された。

熊本市は、平成16年（2004年）8月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、この指針に基づき適切な運用を図っている。

指定管理者制度の導入状況〔令和2年（2020年）4月1日現在〕

（1）公募により指定管理者を選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平28	熊本市城南老人福祉センター	平23.4	1	高齢福祉課	株式会社 オカムラ	平28.4.1～令3.3.31
	熊本市子ども文化会館	平23.4	1	子ども支援課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	平28.4.1～令3.3.31
	東部交流センター	平19.4	1	東部環境工場	東部交流センター管理運営共同企業体	平28.4.1～令3.3.31
	くまもと森都心プラザ	平23.4	1	商業金融課	くまもと森都心プラザ管理運営共同企業体	平28.4.1～令3.3.31
	熊本市植木地域農産物の駅	平28.11	1	北東部農業振興センター 農業振興課	有限会社 三河屋スーパー	平28.11.1～令3.3.31
平29	熊本市男女共同参画センター はあもにい	平24.4	1	男女共同参画課	はあもにい管理運営共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	熊本市健軍文化ホール	平24.4	1	文化政策課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	平29.4.1～令4.3.31
	戸島ふれあい広場	平25.9	1	環境施設課	戸島ふれあい広場管理運営共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	扇田ふれあい広場	平25.9	1	環境施設課	田上アクト共同企業体	平29.4.1～令4.3.31
	熊本市勤労者福祉センター	平18.4	1	経済政策課 しごとづくり推進室	(一財)熊本市勤労者福祉センター	平29.4.1～令4.3.31
	水前寺江津湖公園	平24.4	1	東区土木センター 河川公園整備課	(一社)熊本市造園建設業協会	平29.4.1～令4.3.31
平30	熊本市祖崇廟納骨堂	平20.4	1	人権政策課	(公社)熊本市シルバー人材センター	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市市民会館	平30.4	1	文化政策課	(一財)熊本市社会教育振興事業団	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市斎場	平25.4	1	健康福祉政策課	熊本M・K・G斎場管理共同企業体	平30.4.1～令5.3.31
	熊本市南部在宅福祉センター	平18.4	1	健康福祉政策課	(社福)熊本市社会福祉事業団	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市東部在宅福祉センター	平18.4	1	健康福祉政策課	東部福祉センター管理運営共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市東老人福祉センター	平18.4	1	高齢福祉課		
	熊本市富合老人福祉センター	平25.1	1	高齢福祉課	株式会社 パブリックビジネスジャパン	平30.4.1～令3.3.31
	西部交流センター	平30.4	1	環境施設課	西部交流センター管理運営共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場（運営）	平18.4	-	土木管理課 自転車対策室	株式会社 パスト24	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市庁舎北側自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市上通自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市庁舎自転車駐車場	平18.4	1			
	熊本市武蔵塚駅前自転車駐車場	平24.4	1	土木管理課 自転車対策室	武蔵塚自転車駐車場管理運営共同企業体	平30.4.1～令3.3.31
	熊本市水の科学館	平18.4	1	上下水道局 経営企画課	(公財)熊本市上下水道サービス公社	平30.4.1～令5.3.31
熊本市立城南図書館	平26.3	1	教育委員会事務局 熊本市立図書館	城南図書館管理運営共同企業体	平30.4.1～令5.3.31	
熊本市城南児童館	平26.3	1	子ども支援課			

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令1	熊本市植木健康福祉センター	平 21.4	1	健康福祉政策課	かがやき館管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市老人福祉センター (北・西・南・川上・河内・天明)	平 18.4	6	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市お達者文化会館	平 18.4	3	高齢福祉課	介護予防支援施設管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
	熊本市南部万年青年会館	平 18.4				
	熊本市東部はつらつ交流会館	平 18.4				
	熊本市障害者福祉センター希望荘	平 18.4	1	障がい保健福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市東部堆肥センター	平 31.4	1	水保全課	東部堆肥センター管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
	熊本城ホール	平 31.4	4	誘致戦略課	熊本城ホール運営共同事業体	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市辛島公園地下駐車場	平 18.4				
	熊本市辛島公園地下通路	平 26.4				
	熊本市辛島公園地下自転車駐車場(施設)	平 18.4				
	熊本市総合体育館・青年会館	平 18.4	9	スポーツ振興課	(一財) 熊本市社会教育振興事業団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市総合屋内プール	平 18.4				
	南部総合スポーツセンター	平 18.4				
	託麻スポーツセンター	平 18.4				
	田迎公園運動施設	平 18.4				
	水前寺競技場	平 18.4				
	水前寺野球場	平 18.4				
	植木中央公園運動施設	平 31.4				
	城南総合スポーツセンター	平 31.4				
熊本市城南地域物産館	平 26.10	1	西南部農業振興センター 農業振興課	九州綜合サービス 株式会社	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31	
白川公園	平 31.4	2	中央区まちづくりセンター	白川公園複合施設管理運営共同企業体	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31	
中央公民館						
令2	熊本市くまもと工芸会館	平 17.4	1	文化政策課	くまもと工芸協会共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	熊本市夢もやい館	平 19.4	1	健康福祉政策課	夢もやい館管理運営共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	熊本市森林学習館	平 18.4	1	環境共生課	森林学習館管理運営共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 5.3.31
	熊本市流通情報会館	平 17.4	1	商業金融課	熊本流通団地協同組合	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	熊本市食品交流会館	平 17.4	1	産業振興課	株式会社 フードパル熊本	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	公営住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	70	市営住宅課	熊本市営住宅管理(中央・北・西)共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	改良住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	4			
	単独住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	3			
	特定優良賃貸住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	2			
	小集落改良住宅(中央区・北区・西区)	平 18.4	2			
	公営住宅(東区・南区)	平 18.4	49	市営住宅課	熊本市営住宅管理センター共同企業体	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31
	改良住宅(東区・南区)	平 18.4	4			
	単独住宅(東区・南区)	平 18.4	2			
特定優良賃貸住宅(東区・南区)	平 18.4	1				
小集落改良住宅(東区・南区)	平 18.4	1				

(2) 非公募により指定管理者を選定した施設

地域密着型施設（※地域住民が専ら使用している施設及び地域住民が構成する団体に委ねる方が効果的な管理運営を行うことができる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 30	地域コミュニティセンター	平 18.4 から 順次	54	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター 運営委員会	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市共同利用施設託麻東部会館	平 18.4	1	環境政策課	熊本市共同利用施設託麻東部会館 管理運営委員会	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	三山荘	平 18.4	1	東部環境工場	熊本市戸島地域環境保全協議会	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市九州自然歩道利用拠点施設	平 18.4	1	農業政策課 森づくり推進室	九州自然歩道利用拠点施設管理 委員会	平 30.4.1 ~ 令 5.3.31
令 1	地域コミュニティセンター	平 17.4 から 順次	12	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター 運営委員会	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
	熊本市老人憩の家	平 18.4	128	高齢福祉課	各老人憩の家運営委員会	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	川尻公会堂	平 31.4	1	南部まちづくりセン ター	熊本市川尻公会堂運営委員会	平 31.4.1 ~ 令 4.3.31
令 2	地域コミュニティセンター	平 20.4 から 順次	9	各区役所 総務企画課	各地域コミュニティセンター運 営委員会	令 2.4.1 ~ 令 5.3.31

小規模施設（※管理委託費が年間 500 万円以下の施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市高齢者技能習得センター	平 18.4	1	高齢福祉課	(公社) 熊本市シルバー人材 センター	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
令 2	リデル、ライト両女史記念館	平 18.4	1	文化財課	リデル、ライト両女史顕彰会	令 2.4.1 ~ 令 7.3.31

複合型施設（※市の施設を民間施設と複合的に設置する場合であって、当該民間施設を管理する団体に一体的に管理させることにより、利用者の利便性の向上や管理運営に要する経費の削減が図られる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市西里老人福祉センター	平 26.4	1	高齢福祉課	(社福) 熊本市社会福祉事業団	平 31.4.1 ~ 令 3.3.31

施設利用者が限定されており、当該施設利用者により管理運営されることが合理的な施設

（※条例等により、施設を利用することができる者が限定されており、当該施設利用者により施設の管理運営を委ねた方が、効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成することができると認められる施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 30	熊本市職業訓練センター	平 18.4	2	経済政策課 しごとづくり推進室	熊本市職業訓練施設管理共同 企業体	平 30.4.1 ~ 令 3.3.31
	熊本市事業内高等職業訓練校					

事業運営の特殊性が重視される施設

（※施設の管理運営において、企画立案等における高度な専門性、長期的な視野に立った人材の育成・確保、及び事業の継続性などを特に必要とし、これらの特殊性からノウハウを有する事業者が限定される施設）

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
令 1	熊本市国際交流会館	平 18.4	1	国際課	(一財) 熊本市国際交流振興事業団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31
	熊本市現代美術館	平 18.4	1	文化政策課	(公財) 熊本市美術文化振興財団	平 31.4.1 ~ 令 6.3.31

P F I 事業者を指定管理者に選定した施設

指定年度	施設名	導入年月	施設数	所管課	指定管理者の名称	指定期間
平 22	桜の馬場観光交流施設	平 23.3	2	観光政策課	熊本城観光交流サービス 株式会社	平 23.3.5 ~ 令 13.3.31
	桜の馬場観光交流施設駐車場					

5 職員数 (人事課)

(令 2.4.1 現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,742	3,593
議 会 事 務 局	28	26
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	8
監 査 事 務 局	17	15
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	4,665	4,010
人 事 委 員 会 事 務 局	16	11
消 防 局	810	804
農 業 委 員 会 事 務 局	35	27
交 通 局	150	79
上 下 水 道 局	520	361
病 院 局	790	684
計	10,795	9,618

※現員数は、休職職員を除く

6 給与 (労務厚生課)

(1) 局別職員給料

(令 2.4.1 現在)

局別	区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤続年数
		最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局		554,500	155,300	321,396	42 歳 2 月	17 年 10 月
議 会 事 務 局		494,900	251,600	356,789	43 歳 9 月	20 年 6 月
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		456,700	371,500	400,513	52 歳 5 月	29 年 7 月
監 査 事 務 局		608,000	283,200	396,327	48 歳 5 月	23 年 10 月
教 育 委 員 会 事 務 局		494,900	155,300	368,401	46 歳 3 月	17 年 10 月
人 事 委 員 会 事 務 局		448,900	221,500	324,283	40 歳 9 月	18 年 1 月
消 防 局		494,900	165,400	313,230	39 歳 3 月	16 年 8 月
農 業 委 員 会 事 務 局		454,300	228,200	366,252	51 歳 7 月	27 年 9 月
交 通 局		451,900	155,300	322,714	45 歳 4 月	19 年 0 月
上 下 水 道 局		502,400	155,300	322,505	43 歳 5 月	19 年 7 月
病 院 局		602,400	180,500	327,510	41 歳 4 月	13 年 5 月
全 体		608,000	155,300	341,134	43 歳 8 月	17 年 7 月

※給料月額には、一部、現給保障額を含む

(2) 初任給基準

(令 2.4.1 現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行 政 職 員 給 料 表	一 般	正 規 の 試 験	上級職		1	29	190,500
			初級職		1	9	155,300
	保 育 士 獣 医 師 薬 剤 師 管 理 栄 養 士 給 食 栄 養 士 保 助 健 産 師 師 看 護 師 診 療 放 射 線 技 師 臨 床 検 査 技 師 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士 臨 床 工 学 技 師 視 能 訓 練 士 歯 科 衛 生 士 学 芸 員	正 規 の 試 験	短 大 卒	1	19	169,400	
			大 学 6 卒	1	42	207,400	
			大 学 6 卒	1	42	207,400	
			大 学 卒	1	29	190,500	
			大 学 卒	1	29	190,500	
			短 大 卒	1	19	169,400	
			短 大 卒	1	19	169,400	
			大 学 卒	1	29	190,500	
			短 大 3 卒	1	25	183,000	
			短 大 3 卒	1	23	178,000	
			短 大 2 卒	1	19	169,400	
			大 学 卒	1	28	188,600	
			短 大 3 卒	1	24	180,500	
			短 大 3 卒	1	24	180,500	
	短 大 2 卒	1	19	169,400			
	高 校 専 攻 科 卒	1	15	162,700			
	大 学 卒	1	29	190,500			
	大 学 卒	1	29	190,500			
短 大 卒	1	19	169,400				
高 校 卒	1	9	155,300				
業 務 職			高 校 卒	1	17	149,100	
			中 学 卒	1	9	141,100	
消 防 職 員 表	上 級 消 防 職	正 規 の 試 験	上級職		1	37	200,500
	初 級 消 防 職		初級職		1	17	165,400
医 療 職 員 表	医 歯 科 医 師		博 士 課 程 修 了	1	25	334,100	
			大 学 6 卒	1	1	249,800	
教 育 職 員 給 料 表 (一)	教 養 栄 教 論 護 養 教 論 助 養 講 実 教	正 規 の 試 験	博 士 課 程 修 了	2	33	272,500	
			修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	2	17	232,500	
			大 学 卒	2	5	210,800	
			短 大 卒	1	15	185,700	
	助 養 護 教 論 講 習 助 教 論 講 師 手 員		大 学 卒	1	25	206,800	
			短 大 卒	1	15	185,700	
			高 校 卒	1	5	166,100	
			博 士 課 程 修 了	2	45	272,500	
教 育 職 員 給 料 表 (二)	教 養 栄 教 論 護 養 教 論 助 養 護 教 論	正 規 の 試 験	修 士 課 程 修 了 専 門 職 学 位 課 程 修 了	2	29	232,500	
			大 学 卒	2	17	210,800	
			短 大 卒	2	7	188,600	
			大 学 卒	1	25	206,800	
	助 養 護 教 論 講 習 助 教 論 講 師		短 大 卒	1	15	185,700	
			高 校 卒	1	5	166,100	

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,190,000	平 31. 4. 1	1,188,000	平 30. 4. 1
副市長	947,000	〃	946,000	〃
常勤監査委員	690,000	〃	689,000	〃
企業管理者 (水道・病院)	705,000	〃	704,000	〃
企業管理者 (交通)	635,000	〃	634,000	〃
教育長	705,000	〃	704,000	〃

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員	月 額 126,000	平 31. 4. 1	88,000	平 16. 4. 1
監 査 委 員	識見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 137,000	平 16. 4. 1	139,000	平 10. 4. 1
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	〃	72,000	〃
人 事 委 員 会	委 員 長	月 額 165,000	〃	167,000	〃
	委 員	月 額 139,000	〃	140,000	〃
市 の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	〃	92,000	〃
	委 員	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭 61. 4. 1
区 の 選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 60,000	平 24.4.1	-	-
	委 員	月 額 40,000	〃	-	-
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	〃	-	-
投票管理者 (期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者		1 回につき 13,000	平 10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1 回につき 13,000	〃	11,000	〃
投票立会人 (期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1 回につき 12,000	〃	10,000	〃
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1 回につき 12,000	平 15.12.22	-	-
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1 回につき 10,000	平 15.12.22	-	-
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭 61. 4. 1
農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平 16. 4. 1	92,000	平 10. 4. 1
	副 会 長、部 会 長 及 び 副 部 会 長	月 額 59,000	〃	60,000	〃
	部 会 の 委 員 及 び そ の 他 の 委 員	月 額 55,000	〃	56,000	〃
	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	月 額 50,000	平 29.9.22	-	-
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※ 1	平 9. 4. 1	※ 2	昭 63. 4. 1

※ 1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 3,000 円 (医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円) を超えない範囲内で、規則で定める

※ 2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅費（熊本市職員等の旅費支給に関する条例（抜すい））

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日当：円 (1日につき)	宿泊料：円 (1夜につき)	食卓料：円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあっては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあってはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金（特別車両料金にあっては、1号区分の適用を受ける者に限る。）	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあっては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあっては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあっては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900 (規則で定める地域に宿泊する場合は、13,100)	2,200

- (注) 1 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 2 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 3 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

7 契約（契約政策課・工事契約課）

入札・契約制度については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度（2007年度）から試行している工事等の総合評価方式による発注については、平成24年度（2012年度）から、発注標準額及び落札制限を設定し、熊本市建設工事総合評価一般競争入札を本格実施し、令和元年度（2019年度）は142件で実施した。今後とも入札・契約事務の更なる適正化はもとより、工事品質の確保等にも努めていく。

(1) 競争入札有資格者（令和2年度（2020年度））

※業者数は実数

	工 事	委託その他
県 内 業 者 (社)	1,158	528
県 外 業 者 (社)	604	505
計	1,762	1,033

(2) 契約件数及び金額（令和元年度（2019年度））

(単位 千円)

	件 数	金 額
工 事 請 負 契 約	910	46,789,184
測 量 等 委 託	560	5,572,665
保 守 点 検	76	226,494
計	1,546	52,588,343

(3) 契約額及び件数・業種別集計表

(単位 千円)

年度	土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H27	14,181,306	331	5,528,871	99	3,459,672	105	1,865,214	81
H28	15,518,197	292	6,467,062	74	1,915,308	65	2,127,769	80
H29	18,174,935	297	14,366,707	118	3,141,559	77	4,541,672	140
H30	23,467,305	301	12,228,264	64	3,432,481	83	1,749,491	57
R1	21,742,811	310	5,964,649	41	1,886,708	78	1,380,365	51
年度	舗装工事		造園工事		水道施設工事		その他工事	
	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額	件数
H27	1,945,762	86	122,888	4	3,574,728	78	5,394,476	262
H28	4,135,017	92	703,190	33	3,551,963	65	6,518,021	203
H29	1,641,848	54	851,157	18	3,302,723	58	6,924,138	250
H30	1,949,973	58	213,174	7	4,377,779	52	6,147,470	251
R1	3,325,820	93	577,789	12	2,583,424	36	9,327,618	289
年度	測量等業務		保守点検		合 計			
	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	
H27	4,443,623	574	237,499	90	40,754,039		1,710	
H28	6,218,850	771	182,868	83	47,338,245		1,758	
H29	5,193,419	545	173,139	80	58,311,297		1,637	
H30	4,704,785	515	282,330	89	58,553,052		1,477	
R1	5,572,665	560	226,494	76	52,588,343		1,546	

※造園・花苗業務委託については測量等委託で計上するもの。

8 情報化推進（情報政策課）

Society5.0の実現に向けて、本市においてもICT（情報通信技術）を市政運営に効果的・効率的に活用できるスマート自治体への転換が求められている。市民向け及び職員向け情報システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の確実な維持に取り組みながら、市民サービスの向上及び行政運営の更なる効率化を図るため、デジタル先端技術を積極的に導入した情報化施策を推進していく必要がある。

今後、ICTに関する技術革新は加速度的に進むことが予想され、時代に即した柔軟な情報化施策が求められることから、国が示す情報化戦略と整合を図りながら全庁的な情報化を推進していく。

（1）電子自治体推進事業

時代の潮流や国のICT推進政策を踏まえ、更なる効率的な電子自治体の実現を図るため、次の事業を行う。

ア 電子申請

平成16年度より、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会が運営主体となって、「くまもと電子申請窓口“よろず申請本舗”」の運用を開始。順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進めてきた。平成30年度からは、マイナポータルと連携した個人番号を含む電子申請について利用を開始している。

イ デジタル技術の利活用

AIやRPAといった先端技術の導入による行政運営の効率化、携帯情報端末アプリなどのICTを活用した市民サービス向上に向けた施策に取り組んでいる。

（2）地域情報化推進事業

ICTの利活用による地域課題への対応、地域社会の活性化、住民サービスの向上、新たなサービスの創出に向けた技術及びサービスの検証を行うことで、魅力あふれ、暮らしやすさと幸せが実感できる熊本の実現を目指すことを目的として、平成24年2月に本市は熊本県、西日本電信電話株式会社と「ICT利活用による地域活性化等に関する包括連携協定」を締結した。ICTの活用に関する各種取り組みを実証実験という位置付けで推進しており、平成30年3月に2回目の協定期間延長を行っている。

下記の分野についてICTの活用に関する検討を進め、具体化したものから「スマートひかりタウン熊本」プロジェクトとして取り組んでいる。

- ①交通・観光・空港・中心市街地活性化
- ②安全・安心・防災
- ③高齢者対策・健康づくり
- ④環境・教育
- ⑤エネルギー
- ⑥中山間地域農業活性化

（3）庁内ネットワーク整備事業

ア 目的

庁内ネットワーク（略称を「Cネット」という。）の安定運用はもとより、情報技術を取り巻く環境の進展や、職員の多様な働き方に対応した情報基盤の最適化を図ることで、行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ システムの概要

庁内ネットワーク（Cネット）は、平成13年4月から運用開始し、平成25年の更改を経て、平成28年度にはセキュリティ強靱化を図った。

平成30年4月3日には、日本マイクロソフトから技術的なアドバイスを受け「クラウドソリューションを活用した働き方改革基盤構築プロジェクト」を進めることを発表し、同年に実施したサーバー更改では、職員の場所にとられない働き方を実現する第一歩として、庁内無線LANや、庁外においてもCネットやOffice365が利用可能な環境を整備し、平成31年4月から運用を開始している。

(4) 総合行政情報システム

ア 情報システムの現状

1 目的

質の高い行政運営を推進することを目的とし、コンピュータの持つ優れた情報処理機能や高速演算機能を、これらを適用できる行政の各分野に有効適切に利することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化を図る。

2 システムの概要

総合行政情報システム（略称を「Aネット」という。）は、昭和61年以降、汎用機（ホストコンピュータ）で、開発・稼働させていた各業務システムを再構築したものである。再構築にあたっては、「市民サービスの向上」「業務の改善」「開発・運用・保守にかかる費用の適正化」「情報セキュリティの確保」を基本方針とした総合行政情報システム全体の最適化を行う基本計画を平成21年度に策定し、平成24年4月の政令指定都市移行、同年7月の住民基本法改正等を踏まえ、平成24年度に共通基盤システム及び住民情報系システムが稼働。平成25年度には、共通基盤システム及び住民情報系システム（戸籍、住基ネット、住居表示証明／就学、選挙）の二次構築分が稼働した。平成27年度に保険料系システム、平成28年度に福祉系システムが稼働し、さらに平成30年度に税務系システムが稼働したことにより、汎用機からの移行を完了した。

なお、総合行政情報システムと平成19年度に稼働した保健福祉情報ネットワークシステム（以下「HAWネット」という。）を合わせて「基幹系システム」と称し、合計46業務が稼働している。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー）にも対応しており、毎年度実施されるデータ標準レイアウト改版の対応も行っている。

また、サーバと本庁、各区役所・総合出張所等の出先機関を専用の通信回線により接続し、オンラインシステムとして運用している。また帳票の出力や、データの一括更新等はバッチシステムとして短時間で大量の処理を行っている。

イ 基幹系システム稼働業務一覧

1 Aネット

稼働年度	番号	業務名	稼働年度	番号	業務名
平成 24	1	共通基盤	平成 29	18	個人住民税
	2	住民記録／印鑑登録		19	固定資産税
平成 25	3	戸籍	平成 30	20	軽自動車税
	4	住基ネット		21	法人市民税
	5	住居表示証明／就学		22	事業所税
平成 26	6	選挙		23	市たばこ税
平成 27	7	国民健康保険		24	入湯税
	8	介護保険		25	税収滞納管理
	9	国民年金			
平成 28	10	生活保護			
	11	児童手当			
	12	児童扶養手当			
	13	ひとり親家庭等医療費助成			
	14	母子父子寡婦福祉資金貸付			
	15	子ども医療費助成			
	16	重度心身障がい者医療費助成			
	17	養護老人ホーム入所措置			

2 HAWネット

稼動年度	番号	業務名	稼動年度	番号	業務名
平成 19	1	障がい者福祉	平成 24	15	扶養共済
	2	障がい者手当		16	更生相談
	3	障がい者支援	平成 26	17	臨時福祉給付金
平成 20	4	総合相談		18	子ども子育て支援
	5	子育て医療給付	平成 27	19	障がい者自立支援
	6	子育て支援	平成 30	20	難病管理システム
	7	高齢者福祉		21	就学奨励費補助金システム
	8	手帳交付管理			
	9	更生医療給付			
	10	精神通院医療			
	11	貸付金（災害援護）			
	12	さくらカード管理			
	13	健康管理			
	14	予防接種管理			

ウ 情報システムの将来

1 自治体クラウドの検討

国が導入促進している自治体クラウドの検討を行う。自治体クラウドは、データセンターを利用することで災害時の業務継続が可能、コスト削減が期待できるなどのメリットがある反面、セキュリティの問題等検討すべきこともあることから、他都市や国の動向に注視し、検討を行っていく。

(5) 情報セキュリティ対策

ア セキュリティポリシーの策定

各情報システムが取り扱う情報には、市民の個人情報のみならず行政運営上重要な情報など、外部への漏洩、データの破損や書き換え等が発生した場合には極めて重大な結果を招く情報が多数含まれており、情報資産及び情報資産を取り扱うネットワーク及び情報システムを様々な脅威から防御することが、市民の財産、プライバシーを守るためにも、また、事務の安定的な運営のためにも必要不可欠である。

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための情報セキュリティ対策を維持するため、本市の情報セキュリティポリシーとなる「熊本市情報セキュリティ基本方針」及び「熊本市情報セキュリティ対策基準」を平成19年1月に策定し、改訂を重ねながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

イ 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーが遵守されていることを検証するため、平成19年度から計画的に監査を実施し、各情報システムのセキュリティ対策の状況を評価し、各種対策の見直し等を行っている。

9 統計（総務課）

（1）基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年 ※経済センサス活動調査年は中止	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国家計構造調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサスー基礎調査 経済センサスー活動調査 （総務省、経済産業省）	それぞれ5年毎	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。
学校基本調査（文部科学省）	毎年	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

（2）統計データの管理

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表するとともに、諸施策の基礎資料とするための各種統計調査結果報告書や市独自の統計書等を以下のとおり作成している。

（統計調査結果報告書）

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 経済センサスー活動調査結果
（事業所等に関する集計結果）
- ③ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

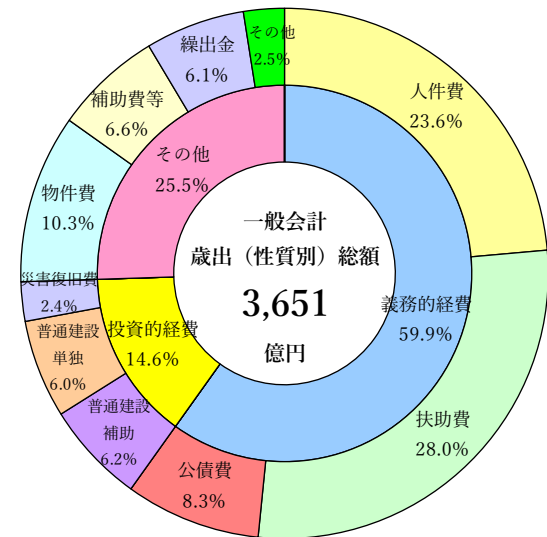
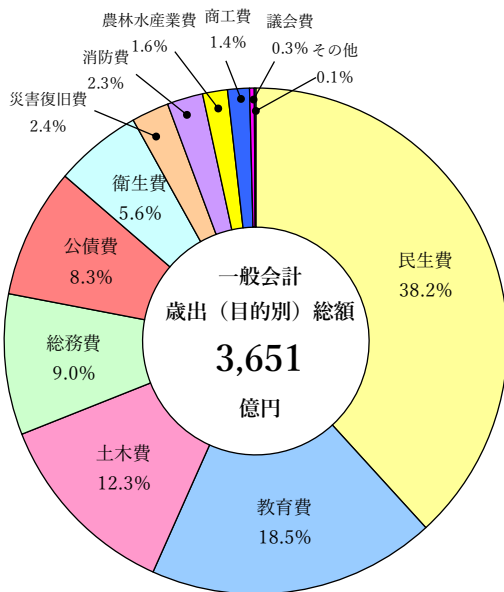
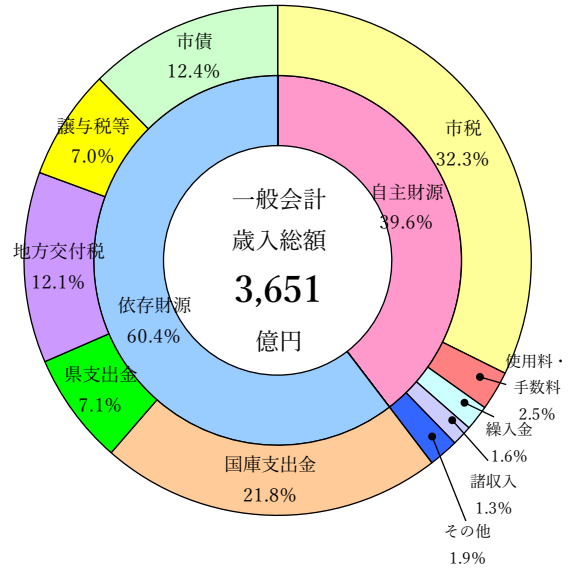
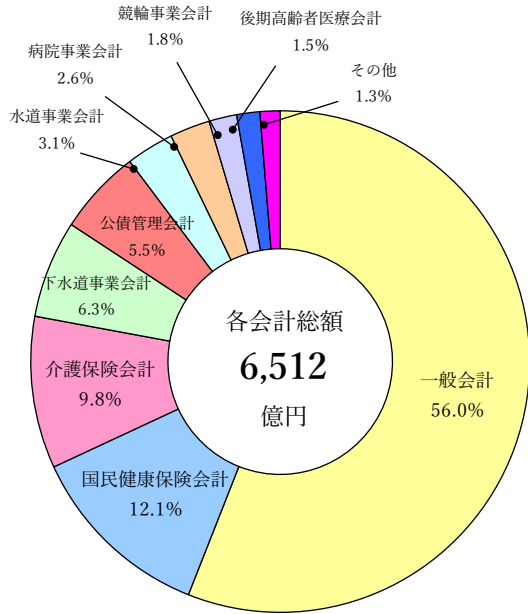
（市独自の統計データ）

- ① 熊本市統計書
- ② グラフでみるくまもと
- ③ 熊本市産業連関表

なお、市が管理している統計データについては、市ホームページ上に開設している「統計情報室」において閲覧が可能であり、併せて、本市の人口・世帯数についても、最新の住民基本台帳人口を基に、年齢別や校区別、町丁別等、複数の条件において検索する事が出来るシステムを構築している。

10 財政（財政課）

(1) 令和2年度（2020年度）当初予算図表



(2) 当初予算総括表

(単位：千円)

会計名	年度		令和2年度		比較	
	令和元年度 (2019年度) (A)	構成比 (%)	(2020年度) (B)	構成比 (%)	(B-A)	伸率 (%)
一般会計	370,200,000	55.6	365,100,000	56.0	△ 5,100,000	△ 1.4
特別会計	211,372,739	31.7	204,907,871	31.5	△ 6,464,868	△ 3.1
国民健康保険会計	79,012,260	11.9	78,873,803	12.1	△ 138,457	△ 0.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	206,000	0.0	180,000	0.0	△ 26,000	△ 12.6
介護保険会計	62,558,008	9.4	63,569,820	9.8	1,011,812	1.6
後期高齢者医療会計	9,003,283	1.4	9,691,059	1.5	687,776	7.6
農業集落排水事業会計	294,324	0.0	389,744	0.1	95,420	32.4
産業振興資金会計	3,508,000	0.5	3,508,000	0.5	0	0.0
競輪事業会計	11,631,326	1.7	12,081,942	1.8	450,616	3.9
公共用地先行取得事業会計	777,718	0.1	103,171	0.0	△ 674,547	△ 86.7
都市開発資金貸付事業会計	6,002,717	0.9		0.0	△ 6,002,717	皆減
熊本駅西土地区画整理事業会計	476,566	0.1	442,276	0.1	△ 34,290	△ 7.2
植木中央土地区画整理事業会計	487,440	0.1	393,684	0.1	△ 93,756	△ 19.2
奨学金貸付事業会計	123,100	0.0	118,100	0.0	△ 5,000	△ 4.1
公債管理会計	37,291,997	5.6	35,556,272	5.5	△ 1,735,725	△ 4.7
一般会計・特別会計合計	581,572,739	87.3	570,007,871	87.5	△ 11,564,868	△ 2.0
企業会計	84,739,912	12.7	81,190,067	12.5	△ 3,549,845	△ 4.2
病院事業会計	22,078,716	3.3	16,702,327	2.6	△ 5,376,389	△ 24.4
水道事業会計	20,017,142	3.0	20,320,029	3.1	302,887	1.5
下水道事業会計	39,211,822	5.9	40,780,803	6.3	1,568,981	4.0
工業用水道事業会計	7,131	0.0	7,308	0.0	177	2.5
交通事業会計	3,425,101	0.5	3,379,600	0.5	△ 45,501	△ 1.3
総計	666,312,651	100.0	651,197,938	100.0	△ 15,114,713	△ 2.3

(3) 一般会計当初予算性質別集計表

(単位：千円)

性質別	年度	令和元年度 (2019年度) (A)		令和2年度 (2020年度) (B)		比較	
			構成比 (%)		構成比 (%)	(B-A)	伸率 (%)
	人件費	84,369,935	22.8	86,206,990	23.6	1,837,055	2.2
	扶助費	99,554,171	26.9	102,294,114	28.0	2,739,943	2.8
	公債費	30,650,204	8.3	30,257,087	8.3	△ 393,117	△ 1.3
	義務的経費	214,574,310	58.0	218,758,191	59.9	4,183,881	1.9
	普通建設（補助）	20,295,309	5.5	22,465,851	6.2	2,170,542	10.7
	普通建設（単独）	26,272,924	7.1	22,092,531	6.0	△ 4,180,393	△ 15.9
	災害復旧費	14,770,600	4.0	8,598,200	2.4	△ 6,172,400	△ 41.8
	投資的経費	61,338,833	16.6	53,156,582	14.6	△ 8,182,251	△ 13.3
	物件費	35,501,581	9.6	37,699,203	10.3	2,197,622	6.2
	維持補修費	3,147,332	0.8	3,535,329	1.0	387,997	12.3
	補助費等	28,857,527	7.8	23,916,388	6.6	△ 4,941,139	△ 17.1
	積立金	3,728,798	1.0	3,817,371	1.0	88,573	2.4
	投資及び出資金	1,756,131	0.5	1,918,721	0.5	162,590	9.3
	貸付金	10,000	0.0	10,000	0.0	0	0.0
	繰出金	21,165,488	5.7	22,168,215	6.1	1,002,727	4.7
	その他の経費	94,166,857	25.4	93,065,227	25.5	△ 1,101,630	△ 1.2
	予備費	120,000	0.0	120,000	0.0	0	0.0
	合 計	370,200,000	100.0	365,100,000	100.0	△ 5,100,000	△ 1.4

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

年度 区分	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)			平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
自 主 財 源	126,574,886	41.1	△ 1.3	129,541,436	35.2	2.3	136,318,440	32.9	5.2	147,600,937	37.9	8.3	153,441,890	38.7	4.0
市 税	98,989,897	32.1	0.7	98,115,570	26.7	△ 0.9	99,416,108	24.0	1.3	113,433,633	29.2	14.1	117,804,098	29.7	3.9
分担金及び負担金	4,486,961	1.5	△ 6.4	3,767,244	1.0	△ 16.0	3,990,001	1.0	5.9	3,845,693	1.0	△ 3.6	2,792,488	0.7	△ 27.4
使用料及び手数料	8,816,016	2.9	△ 0.7	7,662,492	2.1	△ 13.1	7,822,388	1.9	2.1	7,914,078	2.0	1.2	8,399,554	2.1	6.1
財 産 収 入	670,297	0.2	80.5	988,790	0.2	47.5	1,572,380	0.4	59.0	559,914	0.1	△ 64.4	1,132,107	0.3	102.2
寄 附 金	107,708	0.0	△ 46.2	3,682,212	1.0	3,318.7	1,202,160	0.3	△ 67.4	676,165	0.2	△ 43.8	393,084	0.1	△ 41.9
繰 入 金	3,589,136	1.2	△ 39.9	4,929,282	1.3	37.3	5,383,243	1.3	9.2	3,942,713	1.0	△ 26.8	7,517,766	1.9	90.7
繰 越 金	5,583,002	1.8	16.1	5,017,339	1.4	△ 10.1	10,493,376	2.5	109.1	12,179,798	3.1	16.1	10,271,890	2.6	△ 15.7
諸 収 入 (収益及び受託事業収入除く)	2,627,281	0.8	△ 12.3	2,098,691	0.6	△ 15.3	4,234,420	1.0	101.8	3,032,246	0.8	△ 28.4	3,203,598	0.8	5.7
収益事業収入	1,704,588	0.6	△ 11.0	3,279,816	0.9	76.8	2,204,364	0.5	△ 32.8	2,016,697	0.5	△ 8.5	1,927,305	0.5	△ 4.4
依 存 財 源	181,807,826	58.9	6.9	238,290,588	64.8	31.1	278,585,947	67.1	16.9	240,658,476	62.1	△ 13.6	242,862,343	61.3	0.9
地方譲与税	2,197,591	0.7	5.4	2,156,575	0.6	△ 1.9	2,147,354	0.5	△ 0.4	2,166,150	0.6	0.9	2,151,555	0.5	△ 0.7
利子割交付金	133,179	0.0	△ 15.0	89,608	0.0	△ 32.7	165,913	0.0	85.2	155,842	0.0	△ 6.1	57,817	0.0	△ 62.9
配当割交付金	482,243	0.2	△ 14.8	207,055	0.1	△ 57.1	231,897	0.1	12.0	300,975	0.1	29.8	240,833	0.1	△ 20.0
株式等譲渡所得割 交 付 金	411,091	0.1	△ 27.2	151,004	0.0	△ 63.3	334,395	0.1	121.4	234,568	0.1	△ 29.9	162,628	0.0	△ 30.7
県民税所得割交付金	-	-	-	-	-	-	11,090,376	2.7	皆増	1,854,188	0.5	△ 83.3	129,717	0.0	△ 93.0
地方消費税交付金	14,405,390	4.7	65.8	13,086,200	3.5	△ 9.2	13,909,897	3.3	6.3	14,370,978	3.6	3.3	13,399,728	3.4	△ 6.8
自動車取得税交付金	292,443	0.1	58.9	363,923	0.1	24.4	524,379	0.1	44.1	513,782	0.1	△ 2.0	272,570	0.1	△ 46.9
軽油引取税交付金	2,776,281	0.9	17.1	2,866,906	0.8	3.3	2,970,781	0.7	3.6	2,987,128	0.8	0.6	2,919,277	0.7	△ 2.3
環境性能割交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	79,951	0.0	皆増
ゴルフ場利用税交付金	11,479	0.0	△ 7.9	10,046	0.0	△ 12.5	12,505	0.0	24.5	11,022	0.0	△ 11.9	9,920	0.0	△ 10.0
地方特例交付金	382,726	0.1	5.5	418,635	0.1	9.4	565,163	0.1	35.0	671,014	0.2	18.7	1,747,850	0.5	160.5
地方交付税	33,748,477	10.9	△ 3.9	39,750,811	10.8	17.8	45,346,618	10.9	14.1	46,076,085	11.9	1.6	46,940,648	11.8	1.9
交通安全対策 特 別 交 付 金	295,730	0.1	3.2	274,467	0.1	△ 7.2	261,542	0.1	△ 4.7	243,806	0.1	△ 6.8	228,152	0.1	△ 6.4
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	5,033	0.0	0.3	4,850	0.0	△ 3.6	6,034	0.0	24.4	5,431	0.0	△ 10.0	4,948	0.0	△ 8.9
国庫支出金	64,891,840	21.1	21.1	81,320,557	22.1	25.3	97,879,439	23.6	20.4	87,179,039	22.5	△ 10.9	86,216,474	21.8	△ 1.1
県 支 出 金	17,967,580	5.8	28.8	40,421,023	11.0	125.0	43,651,348	10.5	8.0	32,786,103	8.4	△ 24.9	27,710,369	7.0	△ 15.5
受託事業収入	569,543	0.2	45.1	197,866	0.1	△ 65.3	254,092	0.1	28.4	356,865	0.1	40.4	119,918	0.0	△ 66.4
市 債	43,237,200	14.0	0.2	56,971,062	15.5	31.8	59,234,214	14.3	4.0	50,745,500	13.1	△ 14.3	60,469,988	15.3	19.2
うち臨時財政対策債	19,028,200	6.2	△ 13.3	17,444,200	4.7	△ 8.3	22,474,900	5.4	28.8	22,893,500	5.9	1.9	18,268,088	4.6	△ 20.2
合 計	308,382,712	100.0	3.4	367,832,024	100.0	19.3	414,904,387	100.0	12.8	388,259,413	100.0	△ 6.4	396,304,233	100.0	2.1

(歳出)

年度 区分	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)			平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
議 会 費	1,175,645	0.4	5.0	1,049,573	0.3	△ 10.7	1,072,380	0.3	2.2	1,150,426	0.3	7.3	1,103,548	0.3	△ 4.1
総 務 費	29,349,582	9.7	△ 1.2	37,224,271	10.4	26.8	33,700,022	8.4	△ 9.5	34,555,540	9.2	2.5	36,055,172	9.3	4.3
民 生 費	125,392,838	41.3	2.4	131,071,075	36.7	4.5	131,578,805	32.7	0.4	132,721,946	35.1	0.9	136,866,043	35.2	3.1
衛 生 費	25,748,017	8.5	30.0	17,346,270	4.8	△ 32.6	17,018,091	4.1	△ 1.9	18,274,900	4.8	7.4	18,126,406	4.7	△ 0.8
農 林 水 産 業 費	5,760,295	1.9	6.0	5,505,461	1.5	△ 4.4	9,234,390	2.3	67.7	6,877,416	1.8	△ 25.5	5,627,152	1.4	△ 18.2
商 工 費	5,423,045	1.8	16.2	7,744,267	2.2	42.8	7,832,864	1.9	1.1	13,136,177	3.5	67.7	20,158,657	5.2	53.5
土 木 費	42,226,336	13.9	1.3	52,380,654	14.7	24.0	49,351,723	12.3	△ 5.8	49,453,931	13.1	0.2	50,721,131	13.1	2.6
消 防 費	9,409,764	3.1	6.7	8,129,432	2.3	△ 13.6	7,916,256	2.0	△ 2.6	8,959,656	2.4	13.2	10,496,984	2.7	17.2
教 育 費	26,249,345	8.7	1.0	25,249,180	7.1	△ 3.8	63,234,799	15.7	150.4	61,181,115	16.2	△ 3.2	65,676,102	16.9	7.3
災 害 復 旧 費	448,553	0.1	737.2	39,930,874	11.2	8,802.2	50,233,160	12.5	25.8	20,433,252	5.4	△ 59.3	12,942,658	3.3	△ 36.7
公 債 費	31,081,649	10.2	△ 1.7	31,280,691	8.7	0.6	31,103,299	7.7	△ 0.6	30,703,963	8.1	△ 1.3	30,121,248	7.8	△ 1.9
諸 支 出 金	1,100,300	0.4	△ 20.7	426,900	0.1	△ 61.2	448,800	0.1	5.1	539,200	0.1	20.1	451,600	0.1	△ 16.2
合 計	303,365,369	100.0	3.6	357,338,648	100.0	17.8	402,724,589	100.0	12.7	377,987,522	100.0	△ 6.1	388,346,701	100.0	2.7

(5) 財政指標 (普通会計ベース)

区分	平成 27 年度 (2015 年度)			平成 28 年度 (2016 年度)			平成 29 年度 (2017 年度)			平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数		伸率 (%)	指数
基準財政需要額	116,040,808	1.4	105	118,999,191	2.5	107	141,686,550	19.1	128	143,060,127	1.0	129	147,366,537	3.0	133
基準財政収入額	84,722,897	3.9	116	87,340,717	3.1	119	99,591,190	14.0	136	100,277,950	0.7	137	103,622,421	3.3	142
標準税収入額	108,744,670	2.9	115	112,211,611	3.2	118	124,746,109	11.2	132	125,452,996	0.6	132	130,664,597	4.2	138
標準財政規模	159,090,833	△0.9	109	161,218,179	1.3	111	189,204,712	17.4	130	191,297,285	1.1	131	192,806,403	0.8	132
財政力指数	0.71			0.72			0.72			0.71			0.70		
実質収支比率 (%)	2.6			3.2			3.3			3.4			3.5		
経常収支比率 (%)	90.9			92.7			92.2			90.0			91.6		
公債費比率 (%)	-			-			-			-			-		
実質赤字比率 (赤字なし)	-			-			-			-			-		
連結実質 赤字比率 (赤字なし)	-			-			-			-			-		
実質公債費比率 (%)	9.6			9.3			8.8			7.7			6.6		
将来負担比率 (%)	125.5			123.5			127.8			116.6			126.7		

総財

1 1 公共施設等総合管理計画（資産マネジメント課）

（1）概要

本市では、市民生活を支える学校、市営住宅、行政施設等の建築物や道路、橋梁、下水道といったインフラ資産を多数保有しているが、これらは、高度成長期やバブル経済期以降の経済対策によって整備されたものが相当数に上り、今後の老朽化による更新の際、多額の費用が集中的に必要となることが懸念されている。

このような中、公共施設等の全体の状況を把握するために平成27年度（2015年度）に作成した「熊本市施設白書」を基礎資料として、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取組の指針として、平成28年度（2016年度）に「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市における公共施設マネジメントを推進することとしている。

（2）公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があることから、以下の3項目を基本方針として設定している。

【方針1】 資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等に当たっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

【方針2】 施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

【方針3】 施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設に当たっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP / PFI手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（3）公共施設マネジメントに向けた取組

これまでに、「熊本市公共施設等総合管理計画」に定める基本方針2（施設の長寿命化の推進）に基づき、公共建築物の長寿命化に向けた基本的な考え方と具体的な取組方針を定めた「公共建築物長寿命化指針」を平成29年度（2017年度）に策定するとともに、大規模改修等の実施時期などを個別施設ごとに取りまとめた個別長寿命化計画を令和元年度（2019年度）までに策定した。

今後は、個別長寿命化計画等を踏まえ、総合管理計画実施計画を策定し、財政運営と整合を図りつつ施設の更新など具体的な取組を進めていくこととしている。

1.2 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成。庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状については高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式をとり入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図っている。平成24年4月の政令指定都市移行に伴い、1階から3階に中央区役所を配置している。

(1) 建物概要

所在地	中央区手取本町1番1号		
敷地面積	10,007.20㎡		
建築面積	5,583.54㎡		
延床面積	39,686.57㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）		
構造・規模	高層棟	鉄骨造	地下2階地上15階建
	議会棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上6階建
高さ	高層棟	軒高62.10m	
	議会棟	軒高26.00m	
工期	着工	昭和54年3月17日	
	竣工	昭和56年10月31日	
総事業費	112億2,000万円		
財源内訳	基金	62億5,000万円	
	起債	47億3,000万円	
	一般財源	2億4,000万円	
事業費内訳	建築工事	65億3,000万円	
	設備その他工事	36億6,000万円	
	委託費	5億6,000万円	
	備品費	4億7,000万円	

(2) 熊本市役所駐車場

公用又は来庁のための利用に供することを目的に建設したものであり、災害時における車両基地としての役割を併せ持っている。

所在地	中央区下通1丁目1番8号
供用開始日	昭和55年4月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車333台
入出庫できる時間	24時間可能

令和元年度（2019年度）利用状況

利用台数	363,356台
駐車料金収入	71,877,190円

(3) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所在地	中央区辛島町1番地下1号
供用開始日	平成5年2月1日
供用日	年中無休
収容台数	自動車437台(地下駐車場) (工事中により令和2年(2020年)4月1日現在収容可能な台数)
収容台数	自転車470台、原付バイク252台、自動二輪車50台(自転車駐車場)
入出庫できる時間	24時間可能(地下駐車場)
入出庫できる時間	午前7時～翌日午前1時(自転車駐車場)

平成30年度(2018年度)利用状況

利用台数	236,316台
駐車料金収入	163,368,380円

13 市税 (税制課・市民税課・固定資産税課・納税課)

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率	納 期 (限)	
市 民 税	個 人	均等割	3,500 円	1 期 6 / 1 ~ 6 / 30 2 期 8 / 1 ~ 8 / 31 3 期 10 / 1 ~ 11 / 2 4 期 1 / 1 ~ 2 / 1
		所得割	課税所得金額の 8%	
	法 人	均等割	(1) 次に掲げる法人 ア 公共法人及び公益法人等 イ 人格のない社団等 ウ 一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人に該当するものを除く。) エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額、又は出資金の額を有しないもの (アからウまでに掲げる法人を除く) オ 資本金の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額。以下この表において同じ。) を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数 ((2) から (9) までにおいて「従業者数の合計数という。]) が 50 人以下のもの 年額 60,000 円	・確定申告納付期限 各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内。ただし、申告期限について税務署長の承認を受けたものはその承認を受けた期間を延長 ・公共法人、公益法人等で均等割のみを課されるもの 4 月 30 日
			(2) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を超えるもの 年額 144,000 円	
			(3) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 156,000 円	
			(4) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 180,000 円	
			(5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 192,000 円	
			(6) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 480,000 円	
			(7) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が 50 人以下であるもの 年額 492,000 円	
			(8) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が 50 人を越えるもの 年額 2,100,000 円	
		(9) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が 50 億円を超えるもの 年額 3,600,000 円		
	法 人 税 割	$\frac{8.4}{100}$ $\left[\begin{array}{l} \text{※平成26年10月1日から令和元年(2019年)} \\ \text{9月30日までに開始する事業年度は} \end{array} \right. \frac{12.1}{100}$		
県 民 税	個 人	均等割	2,000 円	個人市民税と同じ
		所得割	課税所得金額の 2%	
	固 定 資 産 税	$\frac{1.4}{100}$	(注 1) 1 期 5 / 1 ~ 6 / 1 (8 / 31) 2 期 7 / 1 ~ 7 / 31 (9 / 30) 3 期 9 / 1 ~ 9 / 30 (11 / 30) 4 期 12 / 1 ~ 1 / 4	
	都 市 計 画 税	$\frac{0.2}{100}$	固定資産税と同じ	

注 1：新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策により納期限を延長

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	<p>(種別割)</p> <p>1 原動機付自転車 ア 総排気量が 50cc 以下 2,000 円 イ 90cc 以下 2,000 円 ウ 125cc 以下 2,400 円 エ ミニカー 3,700 円</p> <p>2 軽自動車 ア 二輪のもの (側車付を含む) 3,600 円 イ 三輪のもの ① 3,100 円 ② 3,900 円 ③ 4,600 円 ウ 四輪以上のもの 乗用のもの 自家用 ① 7,200 円 ② 10,800 円 ③ 12,900 円 営業用 ① 5,500 円 ② 6,900 円 ③ 8,200 円 貨物用のもの 自家用 ① 4,000 円 ② 5,000 円 ③ 6,000 円 営業用 ① 3,000 円 ② 3,800 円 ③ 4,500 円</p> <p>※イ、ウの①は平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けたもの、②は平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査を受けたもの、③は最初の新規検査から 13 年を経過したもの。</p> <p>エ 雪上車 3,600 円</p> <p>3 小型特殊自動車 ア 農耕作業用のもの 2,400 円 イ その他のもの 5,900 円</p> <p>4 二輪の小型自動車 総排気量が 250cc 超 (側車付を含む) 6,000 円</p>	5 / 1 ~ 5 / 31
	<p>(環境性能割)</p> <p>1 電気軽自動車等、ガソリン車 (令和 2 年度燃費基準 +10% 達成) 自家用：非課税、営業用：非課税</p> <p>2 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車 (令和 2 年度燃費基準達成) 自家用：1%、営業用：0.5%</p> <p>3 ガソリン車、ガソリンハイブリッド車 (平成 27 年度燃費基準達成) 自家用：2%、営業用：1%</p> <p>4 前記以外の車 自家用：2%、営業用：2%</p> <p>※令和 3 年 (2021 年) 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車について、税率为 1% 分軽減</p> <p>※「電気軽自動車等」とは、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車 (平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10% 低減達成) をいう。</p> <p>※ガソリン車、ガソリンハイブリッド車については、いずれも平成 30 年排出ガス基準 50% 低減達成車又は平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車 (★★★★) に限る。</p> <p>※軽自動車の通常の取得価格 (50 万円を超えるもの) に税率为 掛けた額が税額となる。</p>	随時 (3 輪以上の軽自動車取得 (申告書提出) 時)
市たばこ税	<p>1,000 本につき 5,692 円 手持品課税 令和元年 (2019 年) 10 月 1 日午前 0 時現在において、販売用の紙巻たばこ三級品を 5,000 本以上所持するたばこ販売業者 1,000 本につき 1,692 円 ※令和 2 年 (2020 年) 10 月より 令和 2 年 (2020 年) 10 月 1 日午前 0 時現在において、販売用の製造たばこを合計 2 万本以上所持するたばこ販売業者 1,000 本につき 430 円</p>	毎月 1 日から末日分を翌月末日まで 手持品課税 令和元年 (2019 年) 10 月 31 日申告期限 令和 2 年 (2020 年) 3 月 31 日納付期限
事業所税	<p>(ア) 資産割 事業所床面積 1 m²につき年 600 円 (イ) 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25</p>	法人 各事業年度終了の日から 2 ヶ月以内 (令和 2 年 (2020 年) 3 月 19 日から同年 12 月 15 日までに納期限が到来するものは令和 2 年 (2020 年) 12 月 16 日まで延長 (注 2)) 個人 翌年 3 月 15 日
入湯税	入湯客 1 人 1 日につき 150 円	毎月 1 日から末日分を翌月 15 日まで

(注 2) 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策により延長

(2) 納税義務者の推移

税目		年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
			(2015 年度)	(2016 年度)	(2017 年度)	(2018 年度)	(2019 年度)	
市 民 税	個 人	普通 徴収	均等割のみ	10,823	11,193	14,736	14,662	12,354
			所得割のみ	15,796	15,599	13,765	9,494	10,960
			均等割と所得割を納める者	49,269	50,491	45,927	57,311	54,482
			計	75,888	77,283	74,428	81,467	77,796
	人	特別 徴収	均等割のみ	21,843	21,632	32,593	23,996	23,632
			所得割のみ	-	-	-	5,326	5,183
			均等割と所得割を納める者	257,327	262,293	252,361	261,483	268,797
			計	279,170	283,925	284,954	290,805	297,612
	小計		332,580	336,790	338,849	346,388	351,608	
	法人調定件数		31,272	31,206	33,103	34,396	34,632	
固定 資産 税	土地及び家屋 償却資産	238,458 (8,163)	240,070 (8,381)	240,994 (8,630)	242,206 (9,152)	244,812 (9,430)		
	小計	238,458	240,070	240,994	242,206	244,812		
軽自動車税		270,500	272,265	274,701	275,901	276,421		
合計		872,810	880,331	887,647	898,891	907,473		
対前年度	増加数	10,249	7,518	7,316	11,244	8,582		
	伸率(%)	101	101	101	101	101		

(注) 1. 個人住民税は併徴者がいるため、普通徴収と特別徴収の和は小計と一致しない。
2. 償却資産に係る()は土地及び家屋に含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

税目		年度	平成 30 年度 (2018 年度)			令和元年度 (2019 年度)		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普通徴収	9,682,791	9,160,934	94.6	9,792,383	9,220,562	94.2
		特別徴収	39,302,700	39,247,029	99.9	41,942,749	41,855,202	99.8
		計	48,985,491	48,407,963	98.8	51,735,132	51,075,764	98.7
	法人分	10,169,047	10,132,271	99.6	10,248,257	10,205,423	99.6	
	小計	59,154,538	58,540,234	99.0	61,983,389	61,281,187	98.9	
固定 資産 税	固定資産 土地・家屋・ 償却資産	39,804,234	39,455,620	99.1	41,127,159	40,797,104	99.2	
	交付金	310,127	310,127	100.0	301,784	301,784	100.0	
	小計	40,114,361	39,765,747	99.1	41,428,943	41,098,888	99.2	
軽自動車税		1,776,779	1,738,799	97.9	1,850,744	1,813,662	98.0	
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	
入湯税		20,995	20,995	100.0	20,431	20,431	100.0	
事業所税		2,298,573	2,295,509	99.9	2,329,084	2,327,012	99.9	
都市計画税		5,218,956	5,173,247	99.1	5,357,126	5,314,134	99.2	
市たばこ税		5,069,394	5,069,394	100.0	5,060,768	5,060,768	100.0	
合計		113,653,596	112,603,925	99.1	118,030,485	116,916,082	99.1	
滞納繰越分		2,804,443	829,708	29.6	2,532,289	888,016	35.1	
総計		116,458,039	113,433,633	97.4	120,562,774	117,804,098	97.7	

(4) 徴収対策

① 現年度収納率の向上

電話による自主納付案内（嘱託・民間）や納付環境の整備等により、初期未納対策を推進していく。

② 滞納繰越額の圧縮

適切な滞納処分（調査・搜索、差押、執行停止等）により、積極的に滞納繰越額の圧縮を図る。

1.4 債権管理（債権管理課）

本市が有する債権の確実な徴収、適正な管理は、自主財源の確保とともに財政基盤の強化のための有効な対策となるほか、公平かつ公正な市民負担の確保に資するものである。

このため本市では、全庁的な基本的方向性や課題に対する取組を定めた「債権管理に関する基本方針」を平成28年（2016年）1月に策定するとともに、同年3月には「熊本市債権管理条例」を制定した。

また、熊本市第7次総合計画及び第5次行財政改革計画の取組の一つとして、債権ごとに収入未済額の縮減目標値や課題解決等に向けた具体的取組を定めた「熊本市債権管理計画」を平成29年（2017年）2月に策定し、毎年度、熊本市債権管理推進会議においてその検証及び評価を行い進捗管理を徹底するなど、全庁的な債権管理体制の強化を図ってきた。

これらの体制強化の下、組織的、計画的な取組を推進してきた結果、平成27年度（2015年度）の決算における収入未済額合計約147億円を平成30年度（2018年度）決算において約120億円まで縮減することとした目標に対し、平成30年度（2018年度）決算における収入未済額は約112億円となり目標を上回る縮減が図られた。

令和2年（2020年）3月には、新たに令和5年度（2023年度）までを計画期間とした、「第2期熊本市債権管理計画」を策定し、収入未済額の一層の縮減に向けた更なる取組を進めているところである。

（単位：千円）

債権管理計画記載債権における収入未済額推移		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
一般会計	市税	4,113,276	3,591,396	2,821,923	2,562,014
	分担金及び負担金	358,187	302,644	271,374	233,758
	使用料及び手数料	444,851	370,125	301,563	246,094
	貸付金元利収入	815,403	810,940	796,550	758,748
	その他収入	1,511,865	1,587,644	1,716,565	1,411,436
	一般会計合計	7,243,582	6,662,749	5,907,975	5,212,050
特別会計	国民健康保険会計	5,889,731	5,379,559	5,379,559	4,652,238
	介護保険会計	571,466	540,659	540,659	553,337
	後期高齢者医療会計	128,879	104,092	104,092	108,367
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	225,962	212,429	212,429	210,227
	奨学金貸付事業会計	36,172	29,456	29,456	28,872
	その他特別会計	8,603	2,242	2,242	1,306
特別会計合計	6,860,813	6,665,306	6,268,437	5,554,347	
企業会計	656,453	552,340	506,680	446,985	
一般会計+特別会計+企業会計	14,760,848	13,880,395	12,683,092	11,213,382	

15 選挙

(1) 市議会議員選挙各種記録の推移

区分 \ 選挙執行年月日	平 27.4.12 中央区選挙区	平 27.4.12 東区選挙区	平 27.4.12 西区選挙区	平 27.4.12 南区選挙区	平 27.4.12 北区選挙区
有権者総数	139,989	148,120	75,385	100,025	115,153
投票者数	59,270	64,376	38,466	53,288	無投票
投票率(%)	42.34	43.46	51.03	53.27	—
立候補者数	16	14	8	11	10
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	6,185	8,386.143	6,490	5,524	—
当選者最低得票数	3,016	2,982.856	3,532	4,515	—
立候補者最高年齢	64	71	71	69	68
〃 最低年齢	26	34	36	43	37

区分 \ 選挙執行年月日	平 31.4.7 中央区選挙区	平 31.4.7 東区選挙区	平 31.4.7 西区選挙区	平 31.4.7 南区選挙区	平 31.4.7 北区選挙区
有権者総数	145,436	151,737	75,605	104,031	116,955
投票者数	57,143	62,516	31,320	45,945	50,444
投票率(%)	39.29	41.20	41.43	44.16	43.13
立候補者数	16	15	8	11	12
定数	11	13	6	8	10
最高得票数	7,168	7,624.200	6,263	5,321	8,588
当選者最低得票数	2,494	3,058	3,404	3,789	3,339
立候補者最高年齢	68	73	74	73	69
〃 最低年齢	29	34	39	47	41

(2) 過去の選挙の投票率

(単位：%)

選挙別(実施日)	開票区	中央区	東区	西区	南区	北区	全体
市議会議員一般選挙 (平 27. 4.12)		42.34	43.46	51.03	53.27	無投票	46.47
県議会議員一般選挙 (平 27. 4.12)		42.16	43.26	50.90	53.08	38.20	44.68
熊本県知事選挙 (平 28. 3.27)		44.00	45.29	47.11	47.80	47.91	46.17
参議院議員通常選挙(選挙区) (平 28. 7.10)		46.91	47.72	47.91	47.44	48.37	47.63
衆議院議員総選挙(小選挙区 第1区) (平 29.10.22)		53.63	54.72			55.32	54.51
衆議院議員総選挙(小選挙区 第2区) (平 29.10.22)				54.16	54.25		54.21
県議会議員補欠選挙(熊本市第二選挙区) (平 30. 7.22)				23.22	18.90		20.72
熊本市長選挙 (平 30.11.18)		32.13	32.43	29.06	29.02	32.67	31.38
市議会議員一般選挙 (平 31. 4. 7)		39.29	41.20	41.43	44.16	43.13	41.66
県議会議員一般選挙 (平 31. 4. 7)		39.13	41.04	無投票	無投票	42.95	40.91
参議院議員通常選挙(選挙区) (令 1. 7.21)		43.05	44.55	42.55	41.54	43.70	43.24
熊本県知事選挙 (令 2. 3.22)		38.90	39.25	39.44	39.73	41.34	39.68

※国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(3) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別 区分	自民党	社民党	公明党	共産党	国民 民主党	立憲 民主党	希望の党	N国党	諸派	無所属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (令1.7.21)	総得票数	138,080							13,780		100,894	252,754
	最高 〃	138,080							13,780		100,894	
	最低 〃	138,080							13,780		100,894	
	得票率 (%)	54.63							5.45		39.92	100
	候補者数	1							1		1	3
熊本市長選挙 (平30.11.18)	総得票数										186,183	186,183
	最高 〃										165,403	
	最低 〃										20,780	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										2	2
衆議院 小選挙区選挙第1区 定数1 (平29.10.22)	総得票数	123,431						96,374				219,805
	最高 〃	123,431						96,374				
	最低 〃	123,431						96,374				
	得票率 (%)	56.15						43.85				100
	候補者数	1						1				2
衆議院 小選挙区選挙第2区 定数1 (平29.10.22)	総得票数	45,671	13,726								36,729	96,126
	最高 〃	45,671	13,726								34,066	
	最低 〃	45,671	13,726								2,663	
	得票率 (%)	47.51	14.28								38.21	100
	候補者数	1	1								2	4
市議会議員選挙 定数48 (平31.4.7)	総得票数	79,067		34,943	16,559	6,028	3,600			1,363	99,898	241,458
	最高 〃	8,588		5,031	5,121	3,583	3,600			1,363	6,263	
	最低 〃	3,293		3,563	1,720	2,445	3,600			1,363	745	
	得票率 (%)	32.75		14.47	6.86	2.50	1.49			0.56	41.37	100
	候補者数	15		8	5	2	1			1	30	62
県議会議員選挙 定数17 (平31.4.7)	総得票数	59,587		23,673	9,034		10,819				63,089	166,202
	最高 〃	18,234		12,161	9,034		10,819				18,585	
	最低 〃	12,365		11,512	9,034		10,819				3,010	
	得票率 (%)	35.85		14.24	5.44		6.51				37.96	100
	候補者数	7		3	1		1				8	20
熊本県知事選挙 (令2.3.22)	総得票数										236,978	236,978
	最高 〃										152,025	
	最低 〃										84,953	
	得票率 (%)										100	100
	候補者数										2	2
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数1 (平28.7.10)	総得票数	158,275								12,615	107,279	278,169
	最高 〃	158,275								6,571	107,279	
	最低 〃	158,275								6,044	107,279	
	得票率 (%)	56.90								4.53	38.57	100
	候補者数	1								2	1	4
県議会議員補欠選挙 定数2 (平30.7.22)	総得票数	25,684			6,187						5,000	36,871
	最高 〃	13,147			6,187						5,000	
	最低 〃	12,537			6,187						5,000	
	得票率 (%)	69.66			16.78						13.56	100
	候補者数	2			1						1	4

※各選挙の直近のものを記載
 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載
 按分による小数点以下の得票数は省略
 衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

16 人事委員会

人事委員会は、人事行政の適正な実施を確保するため、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、平成6年（1994年）4月1日に設置され、政令指定都市移行に伴い、平成24年（2012年）4月1日から同条第1項の人事委員会として位置付けられることとなった。本委員会は、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

本委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する審査請求の審査などを主な業務としている。

(1) 令和元年度（2019年度）職員採用試験の実施状況

	職 種	申込者数 (人)	第一次	第一次	第二次	最 終	倍率 (倍) A / B	
			受験者数 (人) A	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人) B		
上 級 職	事 務 職	576	391	120	116	80	4.9	
	社 会 福 祉 職	32	25	13	13	9	2.8	
	心 理 相 談 員	6	4	2	2	1	4.0	
	技 術 職	土 木	19	14	9	9	8	1.8
		建 築	13	5	5	4	3	1.7
		機 械	7	2	1	1	1	2.0
		電 気	13	4	3	3	2	2.0
		化 学	25	19	10	9	5	3.8
		農 業	6	4	4	3	2	2.0
造 園	6	1	0	—	—	—		
民間企業等 経験者等	事 務 職	339	267	20	20	10	26.7	
	技 術 職 (土 木)	18	14	8	8	2	7.0	
	技 術 職 (機 械)	9	6	4	4	2	3.0	
	技 術 職 (電 気)	18	17	7	6	2	8.5	
	事 務 職 (情 報)	16	12	11	8	3	4.0	
	事 務 職 (法 務)	20	14	11	9	5	2.8	
	文 化 財 専 門 職	1	1	1	1	1	1.0	
初 級 職	事 務 職	244	195	66	58	32	6.1	
	学 校 事 務 職	30	24	10	8	6	4.0	
	技 術 職	土 木	29	20	15	10	8	2.5
		建 築	4	3	1	1	1	3.0
		機 械	11	9	7	4	2	4.5
		電 気	13	12	7	3	2	6.0

	職 種	申込者数 (人)	第一次 受験者数 (人) A	第一次 合格者数 (人)	第二次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A / B		
免許資格職	上級職	獣 医 師	1	0	-	-	-		
		薬 剤 師	16	13	9	5	3.3		
		薬 剤 師【追加】	8	7	7	6	1.8		
		保 健 師	30	27	22	22	1.8		
		助 産 師	10	10	7	6	3.3		
		学芸員(保存科学)	9	7	3	2	7.0		
	中級職	保 育 士	54	40	12	11	6	6.7	
		看 護 師	42	40	26	22	14	2.9	
		看 護 師【追加】	22	15	14	13	7	2.1	
		看 護 師(経験者)	47	41	30	29	16	2.6	
		看 護 師(経験者)【追加】	50	39	39	37	21	1.9	
		診 療 放 射 線 技 師	12	12	5	5	2	6.0	
		診 療 放 射 線 技 師(経験者)	29	25	9	9	4	6.3	
		臨 床 検 査 技 師	37	28	8	6	1	28.0	
		理 学 療 法 士	20	18	8	8	2	9.0	
		言 語 聴 覚 士	12	10	8	8	3	3.3	
		給 食 栄 養 士	32	20	11	9	4	5.0	
		消 防 職	上 級 消 防 職	142	107	20	20	10	10.7
			初 級 消 防 職	209	157	18	16	9	17.4
初級消防職(救急救命士)	34		21	7	6	2	10.5		
障がい者対象	事 務 職	36	26	12	12	5	5.2		
	学校事務職(うち併願者)	28 (27)	19 (18)	5 (5)	4 (4)	0 (0)	-		
計		2,335	1,745	615	556	320	5.5		

※任期付、任命権者実施分を除く。

※学校事務職併願者のうち、事務職で最終合格した者は、学校事務職の二次受験者数から除く。

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、「2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査」をもとに、令和元年(2019年)10月8日に市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況

(平成31年(2019年)4月現在)

区 分	職 員 数	平 均 給 与	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
調 査 対 象 職 員	7,889 人	372,824 円	43 歳 6 月	21 年 0 月
うち一般行政職	3,034 人	353,098 円	42 歳 1 月	19 年 11 月

イ 職種別民間給与実態調査

市内の121事業所(企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の307事業所から無作為抽出)を対象に、平成31年(2019年)4月分の従業員の給与等について調査を実施

ウ 公民の給与比較

(ア) 月例給(一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与を比較)

民 間 (A)	職 員 (B)	較 差 (A) - (B)	(参考) 人事院 較 差
360,772 円	360,422 円	350 円 (0.10%)	387 円 (0.09%)

- (イ) 特別給（平成30年（2018年）8月から令和元年（2019年）7月までの1年間の民間の支給割合と職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を比較）

民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）	（参考）人事院 差
4.50月	4.45月	0.05月	0.06月

- (ウ) 初任給（民間と職員の初任給月額を比較）

職 種	学歴区分	民間（A）	職員（B）	差（A）－（B）
新卒事務員・技術者計	大学卒	192,659円	188,000円	4,659円
	高校卒	155,804円	153,300円	2,504円

エ 給与の改定について

- (ア) 給料表等

職員給与が民間給与を350円（0.10％）下回り、職員の初任給月額が民間の初任給月額を下回った。本市の実情及び人事院勧告の内容を勘案して給料表等の改定を行うことにより較差の解消を行うことが必要

- (イ) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

職員の年間支給月数が市内民間事業所の特別給の年間支給割合を0.05月分下回った。人事院勧告の内容を踏まえ、令和元年（2019年）12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げることが必要

- (ウ) 住居手当

人事院は、国家公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるよう勧告。

本市は公務員宿舎を所有していないことから、他の地方公共団体の動向等を考慮の上で、慎重に検討することが必要